

NO! セクシュアル・ハラスメント

発行：職場での性的いやがらせと闘う裁判を支援する会

連絡先：女性協同法律事務所 〒810 福岡市中央区天神1丁目3番39号 福岡借成ビル6F

TEL 092-751-8222 FAX 092-751-8200

年会費：個人三千円・団体六千円 振込先：郵便振替 福岡7-60420

被告本人尋問始まる

九〇年八月三〇日午後一時半から三時、福岡地方裁判所三〇一号法廷で、第五回口頭弁論が行なわれました。原告への反対尋問に続き、被告編集長への主尋問（被告弁護人が尋ねる）が始まりました。

△被告編集長への主尋問▽

◇編集長登場

尋問はまず経歴から始まりました。さすがに緊張している様子で、前会社の勤務期間など、即答できない場面もありました。七五年大学卒とのこと、三八歳くらいでしょうか、少し痩せ型で、おっとりとした話し方で答えています。

◇Aさん入社のところ

（八五年末から八六年）

Aさんの採用条件について、「十一月編集担当の人が辞め、編集の即戦力になる人をさがしていた」面接で「編集をしてほしい、残業は手当てはつかないけれどもあるかも知れません」と言った。

見習い期間三カ月のはずが、一カ月後に社員になったのは「親会社と一緒に

の忘年会で司会をしてもらったところ、しつかりしていると評判がよく、役員が正社員にしたらと言った」からだそうです。

そのころ、彼はAさんの仕事ぶりを「ガンバリヤさん」と評価していました。

◇「酒のみ」について

どうも弁護士はこの点が気になるらしく、尋ね方をいろいろ変え何度も聞きました。彼の答は「好きとは聞いていたが、最近女性結構強いから特に強いか好きとかは思っていないから。学生からも「彼女がよく飲みに行く」という噂は聞いた事がない」

◇「悪い噂・性的中傷」について

（八六年六月から翌二月）

原告が訴えている事実の一つ一つについて確認をとるように尋ねていきま

した。その答えはすべて「そんな事言った覚えはありません。噂を聞いた事もないです。考えた事すらありません」と言うものでした。「だいたい「おさかん」などといふ言葉はキライです。わたしの使わない言葉です」

原告の卵巣腫瘍についても、「ホラホラあつちのほうとか、生活が乱れているからとか言いましたか」の質問に「そんな事（問）、言えないですよ」と、とんでもないという口調。その後尋ねられないのに、「母親が子宮筋腫の手術をしたことがあり、女性にとつて特有の病気で、大変な事と思っていたから」と理由の補足説明もありました。「自分が緊急入院をしていた間も、編集はもちろんイベント企画も進行中で彼女はよくやつてくれた。しかも彼女は仕事の切れ目を見て入院してくれ、非常に評価もし、感謝もしていた。」と述べました。原告の話では、セクシュアル・ハラスメントに相当まいつているこの時期、被告の話では、とても良い関係で仕事をしていたことになりました。

今回の尋問はここで終わりました。事実は一〇〇%全面否定、しかも原告本人についてはとても良いチームワークで仕事をし、はじめからずうとすばらしい人と評価しているとの主張です。では、いったい何が原因で辞めさせたの

が、それとも何もないのに彼女が被害妄想で勝手に辞めたというのか。次回の口頭弁論での主張に注目したいものです。

◇ 傍聴を終えて

彼の話を聞きながら、優しい人で、正面切つて抗議したり喧嘩したりできない人だろうと思いました。日常では、きつとそんなひどいことはいわないでしょう。けれども、そういう人が、誰かをやうつけたいと思う事態になつたら、姑息な手段に出るしかない。しかも相手が女だつたら、最も有効な手として、性的なスキャンダルで引きずり落とす方法をとるのは想像に難くないところですよ。

女の性に対する今の社会のありようを考えると、彼が特別極悪非道の男性でなくとも、そんなに真剣に作戦を練ることもなく、スツとこのような手段に出るだらうと思えます。社会的には評価されているような人でさえ、深い罪の意識もなくやつてしまうのがセクシュアル・ハラスメントの特徴です。

◇ プライバシー

私たちは、原告をいっさい表に出さずに活動しています。それは、女の性にまつわる裁判では、裁判の中やマスコミ、地域で、再びセクシュアル・ハラスメントを受けるからです。そして今後この問題を訴えようとする女性の勇気を挫いてしまうからです。

さらに、この裁判ではセクシュアル・ハラスメントが個人の資質の問題ではなく、性差別の問題であることを訴えていきたいからです。

ですから、被告編集長にたいしても、直接この訴えに関連しないあれこれ、取りざたされることのないよう、彼のプライバシーが守られることを願っています。

△ 原告への反対尋問 続き▽

順番が前後しますが、今回弁論の冒頭に行なわれた反対尋問についても報告します。

◇ 八八年、退職まぎわの

出来事について

三月、編集長に呼びだされ退職を迫られた時の会話について「噂になつていいる男性関係は本当かと質問したのではないですか。」「もし業界内で不穩

な噂が立つようなら辞めてほしいと言ったのではないですか。」とあくまで会社のため、管理職の立場で言っただけのはずと尋ね、五月、専務から解雇通告を受けたときも「自分から、辞めるつもりと言ったのではないですか」と質問。

◇ 無言電話について

「専務は「電話の前の持ち主へのいやがらせがつづいている」といつていたのではないですか」と「あれは、Aのこれからや」と言っていたことを否定する形の質問をしました。

◇ 交際していた人について

その人は広告主だったので、交際を止めた頃と、広告がもらえなくなった時期の関連を尋ねました。

◇ 原告弁護士からの動議

この間、私たちの弁護士から二回動議が出されました。

一、「学生はあなたがよくお酒を飲みに行くという前提で質問をしている」

二、「交際していた男性とはどんな別れ方をしましたか」という質問に「本件と関係のない質問」どちらも、相手弁護士はすぐに質問を取り消しました。

裁判傍聴記

山崎実代

いよいよ今回は被告本人の登場です。ほっそりして、大人しそうな人でした。そういったタイプの人が従来の古風な男性観を持っている場合、ましてや「やり手」の女性を目のあたりにした場合、しんどいだろうということでは日頃から思っていました。彼もそういったことで自らをおいつめていき、セクシュアル・ハラスメントをするほどの卑劣な男にしてしまったのでしょうか。女性解放研究会でフェミニズムをかじっておきながら、自分が男らしさ女らしさにとらわれることなく、自分らしく生きていくことの大切さや必要性についてさえもわかっていないなんて、情けないやつだとも思いました。そして、彼のようないかにも何処にでもいるようなごく普通の優しそうな男たちが、男優位社会の上にふんぞりかえって女たちを踏み付けにしているのだということをしみじみと感じました。

私は仕事柄、毎月勤労統計の調査結果を見ることがあります。これは各業

種ごとの男女別平均賃金も出されているのですが、それぞれの業種についてすべて女性の賃金は、男性の五・六割しかないのです。多くの女子労働者がひどい低賃金で働かされているのだということがはつきりとわかります。

前から原告のA子さんの賃金が九万だったというのは気にかかっていたのですが、その点について被告の彼が、即戦力として残業も伴う編集の仕事をばりばりしてもらおうつもりでいながら、「九万しか出せない、残業手当ではない」と悪びれもなく言ったということ自体、女性の人権が軽視されている世の風潮を反映しています。もし彼女が男だったならそんなことぬげぬげと言えなかつただろうと思います。

女なら低賃金・不安定でもかまわないという風潮、その中で、そういう職しかなくて、その劣悪な労働条件に甘んじてしまう女性……

彼女の雇用もそのような多くの女性と同じように性差別に満ちたものだったと思います。

この裁判では、そういった部分をも含めた女性の労働権を問題としたものとして成り行きを注目しています。

提訴一周年記念

セクハラ・サミット

開催



おんが方像組合

ノー・セクシユアル・ハラスメントと一年間いい続けてきた支援する会。でもマスコミの作った「セクハラ」なる言葉が、椰輪の味付けのまま一人歩きしているのを、ほっといいいの？

この際「セクハラ」にこびりついた誤解や偏見を洗い落としてみようよ、

という趣旨で企画した「セクハラ・サミット」。

全国からセクシユアル・ハラスメントに取り組むグループが集まり、会場の西新バレスホールには福岡の〇しを中心に約150人の男女が参加。これまでの運動の成果をふまえて、問題の本質、実態、やめさせる方法などを徹底的に話し合った。

三井マリ子さん

(東京都議のお話)

高校教師時代は女性教師が少なく、男子生徒が教室の壁にヌードポスターを貼るなどの、性的ないやがらせが日常的だった。職員会議で問題提起しても「若くて可愛いからだ」「言われるうちが花」と片付けられ、かえって我慢していると受け取られる始末。

こういう職場環境の悪さは、都議会でも同じ。ごみ処理問題の時はまだしも、ミス・コンテストや、はとバス売春ツアーを取り上げた場合、性にまつわることだからというので、「また、男女平等か」「議員運営委に持ち込んで、つぶしてやる」など、正気ではないえないようなひどいヤジで怒鳴られる。聞いてもらえないまま質問を続けいくつらさ。

これは、まわりの女性が立ててくれるという関係しか体験していない、女性と対等に付き合ったことがない男性が、とまどいをごまかすために、聞いていないふりをしているのではないかと思う。

職場と日常生活はつながっている。男女同じ目の高さで付き合うようになれば、セクシユアル・ハラスメントはなくなる。

ここで、博多の〇し三人組登場・・・

職場の上司から受けているセクハラのせいで、仕事は面白いけど、会社に行きたくない、と悩みを語り合う。(シナリオ会員作・大学演劇部員による寸劇)

セクハラ・サミット

職場のセクシユアル・ハラスメント

を考えるネットワーク

東京都の相談内容や第二弁護士会の電話相談の事例をみると、性的いやがらせという言葉をかえた深刻な内容であり、もっと適切な表現はないのかと考え込んでしまう。

男女の意識のギャップが大きく、訴えられた男性は、最終的に辞職に追い込まれた後でも、なんでいけないのか

がわからない。恋愛やハズミでしたことなのに、ここまで責められるなんて、と言う。女性をそういう目でみるのが当然という価値観のままで、本当に解決したといえるのだろうか。

それでも法的に規制を設けて、やる前に考えろというのは、有効。なぜ必要かを訴えて、世論を盛り上げていけば、法制化も実現するのでは。よく「衝動的にした」と言い訳されるが、調べるも以前から機会を狙っていたケースがほとんど。社会の性差別に子どもころから浸っている男性というのが、根本の問題。

△おんな労働組合・関西V

電話相談を受けているが、一時間くらいしゃべって気が済んだという人、何十年も昔の体験を悔しいという人、いろんな人がいる。自分の受けた傷をまず癒してからでないと、その人は次の一步をふみだせない。とにかく自分が悪かったのではないかと、自分を責めていて、外出できなくなったり、自身をとりもたせなかつたり、という心の問題が一番大きい。それからの、どうやったら気が済むかというのは、それぞれの人によって違う。

おんな労働組合が、会社と交渉したケースでは、相手側はこちらの言っ

ていることがわからず、交渉が解決へむけて進んでいかなかった。対会社となるとメンツを考慮して事実自体を認めないことが多く、被害者も社内で孤立させられてしまうので、かなりの覚悟でないと難しい。

それより弁護士に相談して、弁護士の名前で相手に内容証明を送る（一通三万円）というのは、けっこう効果がある。とにかくいろんな方法でやれることからやろう。

男性中心の労組は、性差別を支えてきた歴史がある。女生徒に性的いやがらせをしてきた教師の問題で働きかけても、自分たちの足下が危ないので行動しない。

男たちを変えていくことも必要だが、今はわかるうとしない男はおおいて、女がやりたいことをやるときではないか。

△働くことと性差別を考える

三多摩の会V

いま一万人アンケートの集計中で、単純集計では日常的な女への性的いやがらせの実態が浮きほりにされた。それに記述欄に書かれた女たちの体験や思いを、来年春の報告集にどう表現していこうかと、追い込みに入っているところ。

職場でこれだけ人間扱いをしないでおいて、女はすぐ辞めるから賃金差別していい、なんてよく言えると思う。セクシュアル・ハラスメントという言葉を知ってこそ、女は今までの生きにくさがみえてきた。これからは、性暴力の問題にも取り組みたい。



△支援する会の辻本育子弁護士▽

裁判や相談をやってつくづく思うのは、男はわからないのではなく、わかりたくないのだということ。

この問題をわかるといふのは、男自身の生き方を変えざるをえなくなるから。わからせるのは無理でも、「セクハラ」すると損なのだとわからせるには、ペナルティを与えるしかない。

そして法的根拠があればすべて解決かというところ、体罰禁止でも、法規に明記されていながら横行している実態をみてもわかるとうり。つまり実効性のある罰則がないと、なくなるらないのだ。

そのためには女性が怒りの声をあげること、行動していくこと。

相談を受けている時に、「こんなことが許されていいんでしょうか!」といわれるが、じゃ自分がどうするかというのを避けたいという人がいる。水戸黄門のように、だれかがやってきてやっつけてくれるのを望んでいるだけ。だから私は「あなたが許すか許さないかを決める立場。あなたがなにも行動しなければ、許したことになるのだ」と言っている。

今は立ち上がれば必ず応援してくれる人があるのだから、勇気をもって行動をおこそう。

△支援する会▽

Aさんの場合、問題の第一は、ハキハキして男をたてないAさんが目ざわりだといふので、男が性的中傷でひきずり下ろそうとしたこと。第二に、会社側が人員削減に際して、彼女の実績ではなく、男の方を優先させたこと。つまり社会に根強い「男を立てろ!」がキーワードになるのではないか。男と女の関係図式が、象徴的に表現されている。

セクハラ・サミット



女の性を男の方では人生のオマケくらいに考えていて、おとなの社会はそんなものと、女でさえ思ってしまう。その土壌で男が女に対するときに、ストリートにでるのが「セクハラ」である。職場でも学校でも地域でもという広がりを持ち、女の受ける傷が心身ともに深い上に働けなくなるという意味で、「セクハラ」は個人の問題ではなく、社会問題だ。

△三井マリ子さん▽

性差別でも、「おかしい」と思ったらすぐに「やめて」と言っていこう。会社も労組も、すぐに社内の実態を調査して対策をたてることを希望する。

セクハラ・サミット △会場の声から

「セクハラ・サミット」では時間節約のため会場からカードに意見や質問を書いて貰いました。回収は二四通。当日取り上げられなかったものから、紹介します。

*もつと怒りを表そう！

「女性の怒りが少ないと思う」

「どうして日本の女性はセクハラを受けても何も言わないのだろう。我慢する必要はないと思う」

もつとはつきりと怒りを表すとともに、女性と男性とがこの問題を真剣にオープンに話し合う必要がある、という意見が多く寄せられました。そのためには社会の「女らしさ」「男らしさ」の枠組みを変えていくこと、他の差別問題も含めて、人権を守る広い視野で取り組まねば、という指摘も。

*私も被害者です

「取締役にデパートに誘われ、断れば万年契約社員、応じた人は試用三カ月で正社員。気に入らない人は実際に首

にされたりすることも……。いったいどうすればよいのでしょうか？（広告会社勤務）」

「職場でのセクハラの防止策を教えてください」

職場でのセクシュアル・ハラスメントのほか、女性に対する侮蔑的な言動や差別に怒ったり悩んでいるというものなど、被害を訴えるカードが九通ありました。女性自身が怒りを表すことは大事だけれど、人事権を握られていたり孤立無援だったり、現実には個人的に解決することはとても難しい（そしてこのことこそがセクシュアル・ハラスメントの被害の本質でもある）。

サミットでも話し合われたように、労働組合で問題化すること、職場で相談できる仲間を探してみることで、県や国の労働行政窓口で相談することなどがいまのところ救済の第一歩。労働組合にしろ行政にしろ、期待もてないのが現状かもしれません。問題自体が認知されはじめたばかりなのだから、あなたの相談が職場や行政を変えるきっかけになるかも。つらいだろうけれどもあきらめないで！

*「セクハラ」の言葉はおかしい

「セクハラという言葉は女性の人格を卑下。略するならばSHを」

「セクハラ・サミット」のタイトルには会場以外からも批判が寄せられました。確かに「セクハラ」は、マスコミで揶揄的、風俗っぽく使われて、手あかのついてしまった言葉です。それを承知の上で、今回あえて「セクハラ」の言葉を使ったのは、次のような気持ちからです。

①興味本位の報道のおかげで、セクシュアル・ハラスメントの問題を誤解してしまっている人、「セクハラ」の言葉しか知らない人；そんな人にも来て欲しい、そんな人にも語りかけたい。

②歪曲され、かえって問題を助長するような「セクハラ」の言葉のイメージをそのままにしておいていいのか。この言葉を使わないことはかえって誤ったイメージを温存することになってしまふ。せつかくこれだけ広まったこの言葉、私たちのほうに取り戻し、本来の意味に洗い直す努力を始めたい。

会員の皆さんのご意見待っています。

（文責 牟田和恵）

波 紋

セクシユアルハラスメントの日本最初の訴訟が博多で起こされた。なぜ、今、博多でという疑問は、今回その裁判を支える女たちの運動を知ることです。少し解けるとともに、裁判の意義をあらためて認識させられた。

かねてから私はセクシユアルハラスメントに注目していた。というのもその例を見れば女と男とが出会う場で起こる女性に対する差別の構造が見えてくると考えるからだ。さらにセクシユアルハラスメントという造語は、これまで言葉化されなかつたことを意識させてくれ、私たちの力となると思つたからだ。数年前に学生にこの言葉を紹介したとき、ある女子学生が私に「実はある男の先生に身体にふれられて不愉快でたまらなかつたが、それはセクシユアルハラスメントだとわかつてすつきりした。自分にすぎがあると自分を責めていたから」と語つてくれた。私はその話を教育の成果とうけとめ感激しながらも、残念ながら職場で運動に移す勇気を持たなかつた。

さて、今回「支援する会」の会合にお邪魔して、女のために運動している女性たちのシスターフッド（女同士の連帯）のすがすがしさを味あわせてもらい、私の方が力をもらつてきたのだ。

今回の訴訟のように、何でも最初ということは注目されるが、それだけに積極的なモデルとしての役割は大きい。そのいくつかを考えてみると、まずは「支援する会」の活動がある。その中にあつた九州Vのメンバーもいることを知つて、なぜ男尊女卑の強い九州で訴訟が起こせたかが納得できたように思えた。八五年、ナイロビ女性会議に同行した私は、彼女たちの運動の実戦力、創造力、事務能力に感動した。その力が今回の運動の起爆力となつていることは容易に想像できる。

会の主な活動にニューズレターの発行がある。今回の訴訟に関して唯一の情報源であるマスコミの報道に対する不信感を持つ者にとつて、ニューズレターで初めて「真実」を知ることができるとだ。そしてこのニューズレターの発行で支援の輪を広げ、セクシユアルハラスメント反対の全国運動へと広げていくことができるのだ。

さらにいかに女性たちが原告を支えているのかを知つた。Aさんは一人では訴訟の決断も闘いも困難だったのだ。そのAさんのプライバシーを徹底して護る彼女たち。それがなければ人権意識のないマスコミは西

船橋の正当防衛の場合のように、競つて当事者の生活の中に入り込み、二重、三重のセクシユアルハラスメントを加えたことだろう。本当はAさんの勇気を名指しで、讃えられるときこそ、セクシユアルハラスメントがなくならぬときかも知れないが。そしてAさんを弁護する一七人の女性弁護士がずらりと勢ぞろいしている図を想像したとき、まさに、「シスターフッドは強い」と思つた。今回の訴訟とその運動は女性の連帯がいかに力となれるかを、男性だけでなく、女性自身を知ることになつたのだ。

さらに、これまでセクシユアルハラスメントに関してはどこまでがそうなのかという性行為に線を引く論調が多かつた。今回、上司による中傷という威嚇的で敵対的で、セクシユアルハラスメントの問題点を実に明快にしてくれる。というのも女性の肉体への暴行だけでなく、精神的暴行も「歓迎されざる行為」であり、いかに女性が傷つくかを教えてくれるからだ。

楽しく運動していくという彼女たち。「支援する会」の運動は男社会のなかで女性の状況を生きる私たちをつなげ、性差別の醜さと男女平等の大切さを女と男に教えてくれることだろう。

渡辺和子（京都）

セクシユアル・ハラズメント

講演会 IN 八女

初めて「セクシユアル・ハラズメント」の講演依頼が来た。

自治労福岡県職員労働組合八女支部の婦人部が実態を学習したいとのこと。願ったりかなったりで、話しをしに行かねばならない、でも「講演」なんてできるかしら。行きたい人、行ける人を募って北村・末村・薄の三人がいく事に決まった。

八月四日(土) 一〇時より

八女総合庁舎にてV

主催者挨拶、約一時間の話、質疑応答、食事をしながらの交流会と進んだ。三人で話す分担任は、

- ① 会の紹介(何が問題なのかも含める)
- ② 裁判の意義と一般概論
- ③ 会の活動(JPRN報告、労働福祉課への要請など)

一応分担任したもの、話が重なりがちで、聞いて下さった側にもよく伝わったか心配です。話す側には、一から復習になり、良い学習の場でしたが、今回窓口になられた、八女保健所のお二人の感想をどうぞ。

△決められた枠からの突破口▽

支援する会の運動は、わたしども婦人部の組合運動にも似ているし、つながらぬものなんだなあと言うのが、実感である。婦人部の運動は、女性の働きやすい職場作りを、目標に置いていると思う。職場で多少嫌な事があってもそれは我慢するしかない、今まで思ってきた。わたし自身は一〇年間働いてきて、切実に嫌だと思ふ事はなかった。だからセクシユアル・ハラズメントの問題は、身近には捉えられない。しかし、講演を聞いて、今までの自分には「自分自身の感じかた」が、相当抜けていたのではないだろうかと思つた。社会の決められた枠に合わせるように、自分の考えは余りないまま生きてきた。「嫌なことはいや」と言える自分になる事が、わたしに取つてのセクシユアル・ハラズメントを考える突破口になるような気がする。

山下 真弓

△NO!と言える職場環境作り▽

「セクシユアル・ハラズメント」とは何か? 裁判の事を聞いた当初から「個人の問題ではないのか」「セクハラであるかないかの基準はどこにあるのか」「実際に雇用の場で性的な強要があるのだろうか」と疑問をもつてい

ました。「セクシユアル・ハラズメント」が性差別問題だとすれば、「性差別の排除」を課題にしている労働組合の婦人部がセクハラの問題を理解すべきではないかと講演をお願いする事になりました。

セクシユアル・ハラズメントとは何かという事については具体例としてはわかりにくさを含んでいるけれど、パソナリテイの問題ではなく、社会的な問題である事、すなわち「NO!」といえる職場環境作り、「NO!」という人にきちんと応対して行ける人間関係作り、「NO!」という事によって不快な労働環境に追い込まれる事のない職場作りがセクシユアル・ハラズメントの課題だという事がわかりました。

女と男の双方が働きやすい職場環境作りを、人権を意識化していく事はまさに労働組合婦人部の運動の基調そのものです。私たちの職場においては、婦人部運動の成果ともいえるのでしようが、セクシユアル・ハラズメントと感じた事がある人は殆ど見られません。地位利用による性的強要が雇用の条件にさえなっている現状を聞くに付け、日本の女の労働条件の劣悪さを痛感します。労働組合の枠を越え、あらゆる場の女達のネットワークを広げて行きたいと思ひます。

白石 雅子

△田上時子講演会報告▽

*わたしのからだよ

いやなふれあいだいきらい*

田上時子さん(大阪在住、ビデオブック主宰)はカナダで長い間フェミニスト・ビデオプロデューサーとして活躍していた人。日本にかえって、カルチャーショックでボーっとしているころ、例の宮崎事件が。カナダで性的虐待の問題にかかわっていた彼女の目から見れば、典型的なケース(イギリスでも全く同じ事件があった)。さてと注意してみると、フェミニストの立場からの発言はあったものの、性的虐待が犯罪としてきちっと論議されることもなく、したがって「防止策」も全くでてこない。「知らない人についていかない。一人になつたらいけない」と指導しても、性犯罪の八〇%は知っている人が加害者。それに一人になるな、なんて

うに。また子どもが言える、言っていない状況づくりを。と言うことで、子ども向絵本「わたしのからだよ、いやなふれあいだいきらい」と大人向の教本を翻訳・発刊した。

カナダ政府は一九八一年、子どもに対する性犯罪の調査委員会を発足。三年後の報告では、女性の二人に一人、男性の三人に一人が、性犯罪にあった経験を持っていた(しかもこれらの犯罪の八〇%の被害者が二十一才以下だった)という信じがたい数の実態が浮かび上がった。

またある調査によると、性犯罪を起こす原因は、社会的抑圧、ストレス、コンプレックスなど。強者として弱者に力を濫用する時、性的な手段が使われ、性的満足の結果として得る。成功すれば何度も繰り返す。一人の性犯罪につき被害者が九十六人という数字も。

北米・ヨーロッパなどでは性的虐待を犯罪として認め、防止および治療をどうするか段階にきている。(加害者も被害者も専門家の治療を受ける以外

完治の方法はないということだが)日本では性犯罪となるとまだ出てくるのは精神分析の話ばかり。この社会がいかに女・子どもを軽く見ているか! しんどいけれども、今後もビデオ作成・出版などを通して運動を続けていく。また、女の子が自分のからだのことを話せるための「言葉づくり」や、被害者グループのネットワークづくりも。益々のご活躍を祈ります。

*絵本と教本セットで千円。
アマカス・甲木まで

(52613755)

本の紹介

▽「あごら一五二号

セクシユアル・ハラスメント」

あごら編集会議

(BOC出版部) 六八〇円

▽この身近な危機

レイプ・クライシス

東京強姦・救援センター編集

学陽書房 一三〇〇円

会計報告(1989・8/5 - 1990・8/4)

収入

会費収入(295人分、団体も含む)	967,072円
JPRNを福岡に呼ぶ会からカンパ	48,107円
カンパ	121,158円
講師謝礼など	37,810円
本、ニュース売り上げ	14,790円
チケット代收	68,500円
(宮淑子講演会1989・11/12)	

計 1,257,437円

支出

印刷、コピー、紙代	107,303円
通信費	134,463円
角田弁護士交通費(9回分)	450,000円
弁護士費用(印紙、コピー代)	100,000円
宮淑子講演会印刷代	20,600円
宮淑子講演会会場託児料	8,850円
交通費	13,760円
諸会議費(会場費含む)	18,497円
1万人アンケートにカンパ	20,000円
雑費	6,935円

計 930,408円

総収入-総支出=322,029円

会計から・・・網渡りのな一年でしたが、発足初年度ということで各方面からカンパがかなりあったことなどから、やりくりすることができました。約30万円の黒字となっていますが、大半は提訴一周年を記念した「セクハラ・サミット」の経費となり、2年度に計上します。これから支援するの活動を広げていくためにも、2年度の会費をよろしく願いいたします。

(藤井)

△今後の裁判日程▽

第六回口頭弁論

十月二十五日 木曜日

午後一時三十分―三時

第七回口頭弁論

十二月六日 木曜日

午後一時三十分―三時

福岡地方裁判所三〇一号法廷

前回にひきつづき被告編集長の主導問です。時間があればこちら側の弁護士との反対尋問にはいります。

裁判終了後、いつものように弁護士会館で、四時三十分まで交流会を開きます。この裁判もこれから山場、積極的に私たちの疑問や意見を弁護団にぶつけ、裁判に参加する機会としてこの交流会を生かしていきたいものです。ぜひご参加を！

△遠く離れた所から支援してくださいさるあなたへ▽

支援システム(仮称)がスタートします！支援する会では、福岡以外の会員の方に、ぜひ一度裁判を見ていただきたいと思い「来福交通費半額補助+会員宅の民泊手配」の希望者を募ります。ハガキに住所・名前・TEL・希望の公判日・交通費・支援の会へのメッセージを書いて申し込んで下さい。なお予算に限りがあり、希望者の多いときは抽選になりますのであしからず。

連絡先〒814-01 福岡市城南区茶山四一十一 北村紀代子

(ご案内)

婦人学習交流会

十月二十七日 十時―十七時

二十八日 九時三十分―十六時

福岡市婦人会館

支援する会、アジアに生きる会福岡

よりパネル展示をします。

バザーもあるし、ちよつと寄つて

みませんか。

田嶋さん、中野さんを囲んで

十一月三日 六時―八時三十分

婦人会館2F和室にて

秋の深まった夕べ、おいしいお弁当を

食べながら「セクシュアリティ」について話を深めませんか。

参加希望者は北村(862-1731)まで

ナンシー・サブクを迎えて

(フィリピン・ガブリエラ)

*パネルディスカッション

「アジアの女性の現状」

十月十八日十九時―二十一時

アミカスにて

電話で申込を

(52613755)

*アジアに生きる会・福岡例会

「出稼ぎ女性について」

十月十九日十八時三十分―二十時四十分

婦人会館にて

*フェミニストの英会話・例会

「フィリピンの女性」

ガブリエラの活動を通して

十月二十日十三時三十分―十五時三十分

アミカスにて

女と天皇制を考える集会

「従軍慰安婦」問題を通して

講師鈴木裕子さん(女性史研究)

十月二一日 十四時―十六時三十分

農民会館にて (中央区今泉)

主催 天皇なしで暮らしたい女たち